

自転車利用者のみなさんへ

自転車安全利用五則



みなさんは自転車の正しいルールを知っていますか？



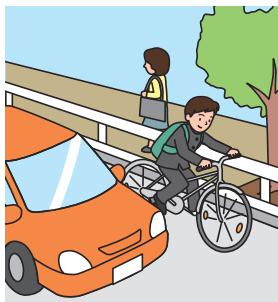
島根県観光キャラクターしまねっこ

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は軽車両です。歩道と車道の区分のあるところでは、車道通行が原則です。次の場合は例外的に歩道を通行することができます。



- 道路標識により自転車が通行できることとなっている場合
- 13歳未満の子ども、70歳以上の者、車道通行に支障のある身体障がい者の場合
- 車道の左側部分を通行することが困難な場合（道路工事・駐車車両があり通行が困難な場合など）
- 著しく交通量が多く車道の幅が狭いなど、追越しをしようとする自動車と接触事故の危険がある場合

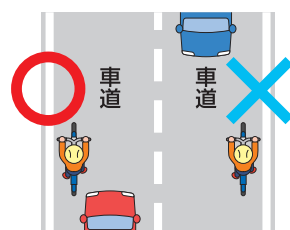


罰則 3か月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

2 車道は左側を通行 ～右側通行は禁止！～

自転車は、道路の左端に沿って通行しましょう。

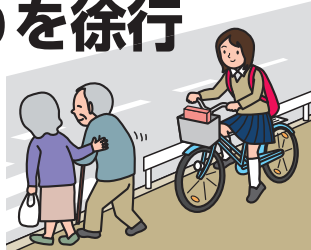
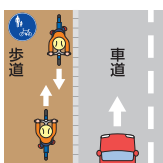
- 右折する場合は、交差点の左端に寄って、交差点の側端に沿って徐行して右折します。
- 自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しましょう。
- 信号機がある場合は、信号に従って通行しましょう。
- 路側帯についても、道路の左側部分に設けられた路側帯しか通行できません。



罰則 3か月以下の懲役
又は5万円以下の罰金
(右側を通行した場合)

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行して通行しましょう。
- 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしましょう。



※徐行とは、ブレーキをかけて、おおむね1メートル以内で停止できる速度。

罰則 2万円以下の罰金
又は料料

4 安全ルールを守る

飲酒運転の禁止

罰則 (酒酔い運転)
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金



二人乗りの禁止

罰則 2万円以下の罰金
又は料料



並進の禁止

罰則 2万円以下の罰金
又は料料



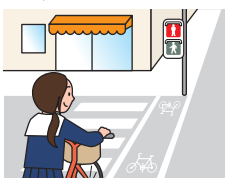
夜間はライトを点灯

罰則 5万円以下の罰金



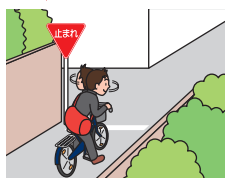
信号を守る

罰則 3か月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



一時停止と安全確認

罰則 3か月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



自転車保険に加入しましょう！

●TSマーク制度

TSマークは、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備したときに貼付されるマークで、このマークが貼付される自転車には、傷害保険及び賠償責任保険が付加されます。(保険期間は1年間で、最低1,200円の点検整備代が必要)

	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	●死亡 ●重度後遺障害 (1～4級) 一律 100万円 ●入院加療 15日以上 の傷害 一律 10万円	●死亡 ●重度後遺障害 (1～7級) 限度額 1億円	●入院加療 15日以上 の傷害 一律 10万円

第二種点検整備済
TSマーク(赤マーク)



点検月日から
1年間有効

●サイクル安心保険 ～自転車保険の例～

全日本交通安全協会の
自転車保険制度

詳細は下記を検索、
または右のQRコードから

全日本交通安全協会 自転車会員 検索



5 子どもはヘルメットを着用

(子どもとは、13歳未満の児童・幼児)
子どもを自転車に同乗させる場合や子どもが一人で自転車に
乗る場合にはヘルメットを着用させましょう。



点字ブロック上やその付近での駐輪や、通行を妨げる自転車放置など迷惑駐輪もやめましょう！

島根県・島根県警察本部

自転車運転者講習制度

※受講命令に違反した場合…5万円以下の罰金

1 自転車運転者が
危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上

2 交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が自転車運転者に
講習を受けるよう命令

3 講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：6,000円

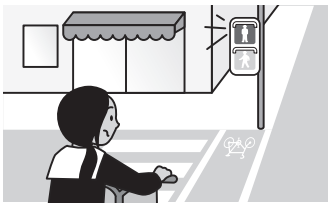
受講の対象となる危険行為【14項目】

凡例／法：道路交通法

信号無視

法第7条違反

信号機の信号に従わない行為



通行禁止道路(場所)通行

法第8条第1項違反

歩行者用道路など、道路標識などで自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為



歩行者用道路での歩行者妨害

法第9条違反

自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わなかったり、徐行しない行為



歩道通行や車道の右側通行など

法第17条第1項、第4項又は第6項違反

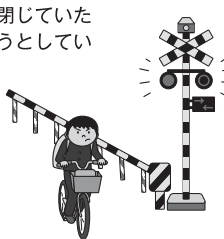
車道と歩道などが区別されている道路で歩道を通行したり、車道の右側を通行する行為



しゃ断踏切への立入り

法第33条第2項違反

しゃ断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、または警報器が鳴っている時に踏切に立ち入る行為



一時停止違反

法第43条違反

一時停止の標識などを無視して、停止線の手前で停止することなく交差点に進入したり、交差点道路を通行する車両などの通行を妨げる行為



路側帯での歩行者妨害

法第17条の2第2項違反

道路左側の路側帯を通行するときに、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で運転する行為



歩道での歩行者妨害など

法第63条の4第2項違反

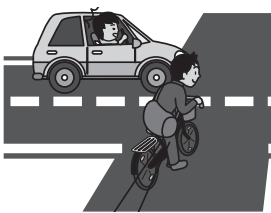
自転車通行可の歩道で、徐行しなかったり、歩行者の通行を妨げそうなのに一時停止しないなどの行為



左方車優先妨害・優先道路通行車妨害など

法第36条違反

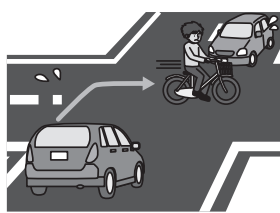
信号のない交差点で、左から通行する交差点車や優先道路などの進行を妨げたり、交差点に入るときに徐行しないなどの行為



右折時の直進車や左折車への通行妨害

法第37条違反

交差点で右折するときに、その交差点で直進や左折をしようとする車両などの通行を妨げる行為



環状交差点通行車妨害など

法第37条の2違反

環状交差点を通行する車両などの通行を妨げたり、環状交差点に入ろうとするときに徐行しないなどの行為



酒酔い運転

法第65条第1項違反

酒に酔って自転車を運転する行為



制動装置不良自転車の運転

法第63条の9第1項違反

前輪または後輪にブレーキを備えていなかったり、ブレーキのきかない自転車を運転する行為



安全運転義務違反

法第70条違反

確実な運転操作や安全確認をせず、他人に危害が及ぶような速度と方法で自転車を運転する行為など



その他これらの運転も違反になります。

島根県道路交通法施行細則第15条違反
罰則：5万円以下の罰金

イヤホン使用などにより、必要な音が聞こえない状態の運転



傘さし運転



携帯電話を使用しての運転

